



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

平成30年7月12日(木)

担 当	京都労働局	
	職業安定部職業安定課	
	職業安定課長	湯浅 正規
	地方雇用保険監察官	藤田 敦
	電話 075-241-3268	
	職業安定部職業対策課	
	職業対策課長	小幡 靖
	課長補佐	小足 毅
	電話 075-275-5424	

平成30年7月豪雨による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ
～失業手当と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

平成30年7月豪雨による災害により休業を余儀なくされている事業主や労働者の方々に
対して、雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金の利用について、下記のとおり
の取扱いとなりますので、詳しくは別紙「お知らせ」をご覧ください。

記

1 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方(雇用予約がある場合も含みます)が、雇用保険の失業
手当を受給できる特例措置があります。

○ 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。

○ 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワーク
に来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。

(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談
ください。)

【雇用保険の特例措置については、7月10日報道発表の再掲】

2 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業
所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業につい
ての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

○ 労働者に支払った休業手当相当額の2/3(中小企業の場合)を助成します。

○ 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。

- ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小
した場合
- ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済

的な取引関係が悪化した場合等

○ 「事業活動の縮小」は以下のとおり確認します。

- ・ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均が、前年同期に比べ10%以上減少していること
- ・ 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均が、前年同期と比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと

3 留意事項

雇用保険の特例措置の対象とならない場合であっても、雇用調整助成金を利用できる場合がありますので、ご相談ください。

◎ 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

【雇用保険特例措置：問い合わせ先】

京都労働局職業安定課

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

電話 075-241-3268

ハローワーク西陣烏丸御池庁舎

京都市中京区烏丸通御池上ル北西角明治安田生命ビル1階

ハローワーク園部

南丹市園部町宮町71

電話 0771-62-0246

ハローワーク京都七条

京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803

電話 075-341-8609

ハローワーク伏見

京都市伏見区風呂屋町232

電話 075-602-8609

ハローワーク宇治

宇治市宇治池森16-4

電話 0774-20-8609

ハローワーク京都田辺

京田辺市田辺中央2丁目1-23

電話 0774-65-8609

ハローワーク木津

木津川市木津駅前1丁目50番地木津地方合同庁舎1階

電話 0774-73-8609

ハローワーク福知山

福知山市東羽合町37

電話 0773-23-8609



ハローワーク綾部

綾部市宮代町宮ノ下23

電話 0773-42-8609

ハローワーク舞鶴

舞鶴市西字小字西町107-4

電話 0773-75-8609

ハローワーク峰山

京丹後市峰山町杉谷147-13

電話 0772-62-8609

ハローワーク宮津

宮津市中ノ丁2534

電話 0772-22-8609

◎ 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

【雇用調整助成金：問い合わせ先】

京都労働局職業対策課/助成金センター

京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル2階

電話 075-241-3269

ハローワーク園部

南丹市園部町宮町71

電話 0771-62-0246

ハローワーク福知山

福知山市東羽合町37

電話 0773-23-8609

ハローワーク綾部

綾部市宮代町宮ノ下23

電話 0773-42-8609

ハローワーク舞鶴

舞鶴市字西小字西町107-4

電話 0773-75-8609

ハローワーク峰山

京丹後市峰山町杉谷147-13

電話 0772-62-8609

ハローワーク宮津

宮津市中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎1F

電話 0772-22-8609

平成 30 年 7 月豪雨による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ
～失業手当と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の 2 / 3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 風評被害による観光客の減少により、売上げが減少した場合 等
- 「事業活動の縮小」は以下のとおり確認します。
 - ・ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均が、前年同期に比べ 10%以上減少していること
 - ・ 雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近 3 か月間の月平均が、前年同期と比べ、大企業の場合は 5%を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合は 10%を超えてかつ 4 人以上増加していないこと

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

京都労働局管内ハローワーク

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
京都労働局職業安定課	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3268
ハローワーク西陣 烏丸御池庁舎	〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル北西角 明治安田生命京都ビル1階	075-255-1161
ハローワーク園部	〒622-0001 南丹市園部町宮町71	0771-62-0246
ハローワーク京都七条	〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803	075-341-8609
ハローワーク伏見	〒612-8058 京都市伏見区風呂屋町232	075-602-8609
ハローワーク宇治	〒611-0021 宇治市宇治池森16-4	0774-20-8609
ハローワーク京都田辺	〒610-0334 京田辺市田辺中央2丁目1-23	0774-65-8609
ハローワーク木津	〒619-0214 木津川市木津駅前一丁目50番地 木津地方合同庁舎1階	0774-73-8609
ハローワーク福知山	〒620-0933 福知山市東羽合町37	0773-23-8609
ハローワーク綾部	〒623-0053 綾部市宮代町宮ノ下23	0773-42-8609
ハローワーク舞鶴	〒624-0937 舞鶴市字西小字西町107-4	0773-75-8609
ハローワーク峰山	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷147-13	0772-62-8609
ハローワーク宮津	〒626-0046 宮津市字中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎1階	0772-22-8609

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
京都労働局職業対策課 助成金センター	604-8171 京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2 F	075-241-3269
ハローワーク園部	622-0001 南丹市園部町宮町 71	0771-62-0246
ハローワーク福知山	620-0933 福知山市東羽合町 37	0773-23-8609
ハローワーク綾部	623-0053 綾部市宮代町宮ノ下 23	0773-42-8609
ハローワーク舞鶴	624-0937 舞鶴市字西小字西町 107-4	0773-75-8609
ハローワーク峰山	627-0012 京丹後市峰山町杉谷 147-13	0772-62-8609
ハローワーク宮津	626-0046 宮津市字中ノ丁 2534 宮津地方合同庁舎 1 階	0772-22-8609